

## 幸田町熱中症予防対策に係る指定暑熱避難施設募集要項

### 1 目的

本要項は、熱中症特別警戒情報の発表時又はそれ以外において、住民その他の者が滞在する暑熱を避けるための場所を確保するため、気候変動適応法第21条に基づき、町民等に開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集し、必要な事項を定めるものである。

### 2 募集施設

クーリングシェルターは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 町内の民間施設であること。
- (2) 適当な冷房設備を有すること。（定期的にメンテナンスされており、施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備の設置）
- (3) 熱中症特別警戒情報が発表されたとき、住民その他の者に開放できること。（公表している開放可能日時において開放をお願いします）
- (4) 必要かつ適切な空間を確保すること。（施設の大きさではなく受け入れることが可能であると見込まれる人数が10人であれば10人、5人であれば5人が、施設の状態に応じて、同時に適切に空間が確保されること）
- (5) 町のホームページ等でのクーリングシェルター情報の公表に協力できること。

### 3 応募方法

「幸田町熱中症対策指定暑熱避難施設登録申込書」を幸田町役場環境課にメール又は郵送で提出する。

### 4 提出先

住所 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

宛名 幸田町役場 環境経済部 環境課 環境保全グループ 宛

[kankyo@town.kota.lg.jp](mailto:kankyo@town.kota.lg.jp)

### 5 応募期間

随時応募を受け付けています。

### 6 その他

クーリングシェルターの登録にあたり、協定書の締結が必要です。また、登録された施設には、ポスターの掲示をお願いします。

問い合わせ

幸田町役場 環境経済部 環境課 環境保全グループ

電話 0564-63-5146 FAX0564-63-5169